

○厚生労働省令第百四十一号

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和六年十月十六日

厚生労働大臣 福岡 資麿

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する

省令

（麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部改正）

第一条 麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和二十八年厚生省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

改正後	改正前
(譲渡しの許可申請) 第九条 法第二十四条第十項及び第十二項第二号の規定により麻薬の譲渡しの許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書(別記第十号様式)を麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者又は麻薬製剤業者にあつては地方厚生局長を経由して厚生労働大臣に、その他の麻薬取扱者にあつては地方厚生局長に、麻薬取扱者以外の者にあつては、譲り渡そうとする麻薬の所在場所を管轄する地方厚生局長に提出しなければならない。 一 三 (略) 四 麻薬業務所(麻薬取扱者以外の者にあつては、譲り渡そうとする麻薬の所在場所)の名称及び所在地 五 七 (略) (麻薬小売業者間での麻薬の譲渡しの許可申請の特例) 第九条の二 以上の麻薬小売業者は、次に掲げる全ての要件を満たす場合に限り、前条の規定にかかわらず、次項に定める手続により共同して、法第二十四条第十二項第一号の規定による麻薬の譲渡しの許可を申請することができる。 一 いずれの麻薬小売業者も、次に掲げる場合に限り、麻薬を譲り渡そうとする者であること イ 共同して申請する他の麻薬小売業者がその在庫量の不足のため麻薬処方箋により調剤することができない場合において、当該不足分を補足する必要があると認めるとき ロ (略) 二 (略) 2 11 (略)	(譲渡しの許可申請) 第九条 法第二十四条第十項及び第十二項第二号の規定により麻薬の譲渡しの許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書(別記第十号様式)を麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者又は麻薬製剤業者にあつては地方厚生局長を経由して厚生労働大臣に、その他の麻薬取扱者にあつては地方厚生局長に、麻薬取扱者以外の者にあつては、譲り渡そうとする麻薬の所在場所を管轄する地方厚生局長に提出しなければならない。 一 三 (略) 四 麻薬業務所の名称及び所在地 五 七 (略) (麻薬小売業者間での麻薬の譲渡しの許可申請の特例) 第九条の二 以上の麻薬小売業者は、次に掲げる全ての要件を満たす場合に限り、前条の規定にかかわらず、次項に定める手続により共同して、法第二十四条第十二項第一号の規定による麻薬の譲渡しの許可を申請することができる。 一 いずれの麻薬小売業者も、次に掲げる場合に限り、麻薬を譲り渡そうとする者であること イ 共同して申請する他の麻薬小売業者がその在庫量の不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合において、当該不足分を補足する必要があると認めるとき ロ (略) 二 (略) 2 11 (略)

(麻薬を記載した処方箋の記載事項)

第九条の三 法第二十七条第六項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、麻薬診療施設の調剤所において当該麻薬診療施設で診療に従事する麻薬施用者が交付した麻薬処方箋により薬剤師が調剤する場合にあつては、第一号、第二号及び第四号に掲げる事項を記載することを要しない。

一 (略)

二 処方箋の使用期間

三・四 (略)

(廃棄の届出)

第十条 法第二十九条の規定により麻薬の廃棄を届け出ようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書(別記第十一号様式)をその麻薬業務所の所在地(麻薬取扱者以外の者にあつては、廃棄しようとする麻薬の所在場所)を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・三 (略)

四 麻薬業務所(麻薬取扱者以外の者にあつては、廃棄しようとする麻薬の所在場所)の名称及び所在地

五・九 (略)

(廃棄の方法)

第十条の二 麻薬小売業者又は麻薬診療施設の開設者は、麻薬処方箋により調剤された麻薬を廃棄するときは、焼却その他の麻薬を回収することが困難な方法により行わなければならない。

(情報通信の技術を利用する方法)

第十二条の二 法第三十二条第二項に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるものの

(麻薬を記載した処方せんの記載事項)

第九条の三 法第二十七条第六項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、麻薬診療施設の調剤所において当該麻薬診療施設で診療に従事する麻薬施用者が交付した麻薬処方せんにより薬剤師が調剤する場合にあつては、第一号、第二号及び第四号に掲げる事項を記載することを要しない。

一 (略)

二 処方せんの使用期間

三・四 (略)

(廃棄の届出)

第十条 法第二十九条の規定により麻薬の廃棄を届け出ようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書(別記第十一号様式)をその麻薬業務所の所在地(麻薬取扱者以外の者にあつては、廃棄しようとする麻薬の所在場所)を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・三 (略)

四 麻薬業務所の名称及び所在地

五・九 (略)

(廃棄の方法)

第十条の二 麻薬小売業者又は麻薬診療施設の開設者は、麻薬処方せんにより調剤された麻薬を廃棄するときは、焼却その他の麻薬を回収することが困難な方法により行わなければならない。

(情報通信の技術を利用する方法)

第十二条の二 法第三十二条第二項に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるものの

イ 麻薬営業業者（麻薬小売業者を除く。）及び大麻草栽培者（以下この条及び第十二条の四において「麻薬営業業者等」という。）の使用に係る電子計算機と譲受人の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 ロ 譲受人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて麻薬営業業者等の閲覧に供し、当該麻薬営業業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（法第三十二条第二項に規定する方法による提供を行う旨の承諾又は行わない旨の申出をする場合にあつては、麻薬営業業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法） 二 （略） 2 前項に掲げる方法は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならない。 一 麻薬営業業者等がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものであること。 二 （略） 3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、麻薬営業業者等の使用に係る電子計算機と、譲受人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。	イ 麻薬営業業者の使用に係る電子計算機と譲受人の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 ロ 譲受人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて麻薬営業業者等の閲覧に供し、当該麻薬営業業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（法第三十二条第二項に規定する方法による提供を行う旨の承諾又は行わない旨の申出をする場合にあつては、麻薬営業業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法） 二 （略） 2 前項に掲げる方法は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならない。 一 麻薬営業業者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものであること。 二 （略） 3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、麻薬営業業者の使用に係る電子計算機と、譲受人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
第十二条の四 麻薬及び向精神薬取締法施行令（昭和二十八年政令第五十七号）第一条の二第二項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。 一 第十二条の二第一項各号に規定する方法のうち麻薬営業業者等が使用するもの 二 （略） （譲渡し等）	第十二条の四 麻薬及び向精神薬取締法施行令（昭和二十八年政令第五十七号）第一条の二第二項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。 一 第十二条の二第一項各号に規定する方法のうち麻薬営業業者が使用するもの 二 （略） （譲渡し等）

第三十六条 法第五十条の十六第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 九 (略)

十 病院等の開設者から施用のため交付される向精神薬を譲り受け、又は向精神薬小売業者から向精神薬処方箋により調剤された向精神薬を譲り受けた者が、その向精神薬を施用する必要がなくなつた場合において、その向精神薬を病院等の開設者又は向精神薬小売業者に譲り渡し、又は譲り渡す目的で所持する場合

十一 病院等の開設者から施用のため交付される向精神薬を譲り受け、又は向精神薬小売業者から向精神薬処方箋により調剤された向精神薬を譲り受けた者が死亡した場合において、その相続人又は相続人に代わつて相続財産を管理する者が、現に所有し、又は管理する向精神薬を病院等の開設者又は向精神薬小売業者に譲り渡し、又は譲り渡す目的で所持する場合

十二 十六 (略)

2 4 (略)

(記録を要しない向精神薬)

第四十二条 法第五十条の二十三第二項第一号に規定する厚生労働省令で定める向精神薬は、次のとおりとする。

一 (略)

二 向精神薬小売業者又は病院等の開設者が譲り受けた向精神薬 (向精神薬小売業者から向精神薬処方箋により調剤された向精神薬を譲り受けた者若しくは病院等の開設者から施用のため交付される向精神薬を譲り受けた者又はこれらの相続人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者から譲り受けたものに限る。)

三 (略)

第三十六条 法第五十条の十六第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 九 (略)

十 病院等の開設者から施用のため交付される向精神薬を譲り受け、又は向精神薬小売業者から向精神薬処方せんにより調剤された向精神薬を譲り受けた者が、その向精神薬を施用する必要がなくなつた場合において、その向精神薬を病院等の開設者又は向精神薬小売業者に譲り渡し、又は譲り渡す目的で所持する場合

十一 病院等の開設者から施用のため交付される向精神薬を譲り受け、又は向精神薬小売業者から向精神薬処方せんにより調剤された向精神薬を譲り受けた者が死亡した場合において、その相続人又は相続人に代わつて相続財産を管理する者が、現に所有し、又は管理する向精神薬を病院等の開設者又は向精神薬小売業者に譲り渡し、又は譲り渡す目的で所持する場合

十二 十六 (略)

2 4 (略)

(記録を要しない向精神薬)

第四十二条 法第五十条の二十三第二項第一号に規定する厚生労働省令で定める向精神薬は、次のとおりとする。

一 (略)

二 向精神薬小売業者又は病院等の開設者が譲り受けた向精神薬 (向精神薬小売業者から向精神薬処方せんにより調剤された向精神薬を譲り受けた者若しくは病院等の開設者から施用のため交付される向精神薬を譲り受けた者又はこれらの相続人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者から譲り受けたものに限る。)

三 (略)

(処方箋等の記載)

第五十四条 法第二十七条第六項の規定による処方箋、法第三十二条第一項の規定による譲受証及び譲渡証、法第三十七条第一項、法第三十八条第一項、法第三十九条第一項及び法第四十条第一項に規定する帳簿並びに法第四十一条の規定による記録は、墨又はインキを用いて記載しなければならない。

(処方せん等の記載)

第五十四条 法第二十七条第六項の規定による処方せん、法第三十二条第一項の規定による譲受証及び譲渡証、法第三十七条第一項、法第三十八条第一項、法第三十九条第一項及び法第四十条第一項に規定する帳簿並びに法第四十一条の規定による記録は、すみ又はインキを用いて記載しなければならない。

別記第一号様式、別記第一号の二様式、別記第十号様式、別記第十一号様式、別記第十六号様式及び別記第十七号様式を次のように改める。

別記第 1 号様式(第一条関係)

収 入 印 紙 (大臣免許に限る。)		麻薬輸入業	麻薬輸出業、麻薬製造業、麻薬製剤業、 家庭麻薬製造業、麻薬元卸売業、 麻薬卸売業、麻薬小売業、麻薬施用、 麻薬管理、麻薬研究			者免許申請書
麻 薬 業 務 所		所 在 地				
		名 称				
麻薬施用者又は麻薬研究者にあつては、従として診療又は研究に従事する麻薬診療施設又は麻薬研究施設		所 在 地				
		名 称				
許 可 又 は 免 許 の 番 号		第 号	許可又は免許の年月日	年 月 日		
申請者(法人にあつては、その業務を行う役員を含む。)の欠格条項	(1) 法第51条第1項の規定により免許を取り消されたこと。					
	(2) 罰金以上の刑に処せられたこと。					
	(3) 医事又は薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと。					
	(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員であつたこと。					
	(5) (4)に規定する者に事業活動を支配されていること。					
備 考						
上記のとおり、免許を受けたいので申請します。 年 月 日 住 所 (法人にあつては、主たる 事 務 所 の 所 在 地) 氏 名 (法人にあつては、名称) 厚生労働大臣(地方厚生(支)局長、都道府県知事) 殿						

- (注意)
- 1 用紙の大きさは、A 4 とすること。
 - 2 収入印紙は、麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者及び麻薬元卸売業者に係る申請書の正本にのみ貼り、消印をしないこと。
 - 3 許可又は免許の番号の欄には、麻薬営業者の免許の申請であるときは、医薬品医療機器等法の規定による許可証の番号を、麻薬施用者又は麻薬管理者の免許の申請であるときは、医師、歯科医師、獣医師又は薬剤師の免許の登録番号を記載すること。
 - 4 欠格条項の(1)欄から(5)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、当該事実があるときは、(1)欄にあつてはその理由及び年月日を、(2)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた場合はその年月日を、(3)欄にあつてはその違反の事実及び年月日を、(4)欄及び(5)欄にあつてはその事実があつた年月日を記載すること。

別記第1号の2様式(第一条の四関係)

麻 薬 輸 入 業

麻薬輸出業、麻薬製造業、麻薬製剤業、
家庭麻薬製造業、麻薬元卸売業、麻薬卸売業、
麻薬小売業、麻薬研究

者役員変更届

免 許 の 番 号		第 号	免 許 年 月 日	年 月 日
麻 薬 業 務 所	所 在 地			
	名 称			
変 更 年 月 日		年 月 日		
変 更 前				
変 更 後				
変 更 後 の 業 務 を 行 う 役 員 の 欠 格 条 項	(1)	法第51条第1項の規定により免許を取り消されたこと。		
	(2)	罰金以上の刑に処せられたこと。		
	(3)	薬事若しくは医事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと。		
	(4)	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員であったこと。		
備 考				
上記のとおり、業務を行う役員に変更を生じたので届け出ます。 年 月 日 住 所 (法人又は団体の主たる事務所の所在地) 氏 名 (法人又は団体の名称) 厚生労働大臣(地方厚生(支)局長、都道府県知事) 殿				

- (注意)
- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
 - 2 変更前と変更後の欄には、業務を行う役員全員を記載すること。
 - 3 欠格条項の(1)欄から(4)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、当該事実があるときは、(1)欄にあつてはその理由及び年月日を、(2)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた場合はその年月日を、(3)欄にあつてはその事実及び年月日を、(4)欄にあつてはその事実があつた年月日を記載すること。

別記第10号様式(第九条関係)

麻 薬 譲 渡 許 可 申 請 書

譲 渡 人	免 許 証 の 番 号		第 号	免許年月日	年 月 日	
	免 許 の 種 類					
	麻薬業務所又は 大麻草栽培者が 大麻を業務上取 り扱う事務所	所 在 地				
		名 称				
譲 り 渡 そ う と す る 麻 薬			品 名	容 量	箇 数	数 量
譲 渡 先	免 許 証 の 番 号		第 号	免許年月日	年 月 日	
	免 許 の 種 類					
	麻薬業務所又は 大麻草栽培 者が大麻を業 務上取り扱う 事 務 所	所 在 地				
		名 称				
	氏 名		〔法人にあつては、名称〕			
譲 渡 し の 理 由						
上記のとおり、譲り渡したいので申請します。 年 月 日 住 所 〔法人にあつては、主 たる事務所の所在地〕 氏 名 (法人にあつては、名称) 厚生労働大臣(地方厚生(支)局長) 殿						

(注意)

用紙の大きさは、A 4 とすること。

別記第11号様式(第十条関係)

麻 薬 廃 棄 届

免 許 証 の 番 号		第 号	免許年月日	年 月 日
免 許 の 種 類			氏 名	
麻薬業務所又は 麻薬の所在場所	所 在 地			
	名 称			
廃 棄 し よ う と す る 麻 薬		品 名	数 量	
廃 棄 の 年 月 日				
廃 棄 の 場 所				
廃 棄 の 方 法				
廃 棄 の 理 由				
上記のとおり、廃棄したいので届け出ます。 年 月 日 住 所 (法人にあつては、主 たる事務所の所在地) 届出義務者続柄 氏 名 (法人にあつては、名称) 都道府県知事 殿				

(注意)

用紙の大きさは、A4 とすること。

別記第16号様式(第十二条関係)

麻 薬 譲 受 証										年 月 日	
譲 受 人 の 免 許 証 の 番 号			第 号		譲 受 人 の 免 許 の 種 類						
譲受人の氏名(法人にあつては、名称)			①								
譲受人が麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者の場合は、当該施設において麻薬を管理する麻薬管理者、麻薬施用者、麻薬研究者			免 許 証 の 番 号		第 号		氏 名		②		
			麻薬業務所又は大麻草栽培者が大麻を業務上取り扱う事業所		所 在 地						
品 名		容 量			箇 数		数 量		備 考		

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 余白には、斜線を引くこと。

別記第17号様式(第十二条関係)

麻 薬 譲 渡 証						年 月 日	
譲 渡 人 の 免 許 証 の 番 号		第 号	譲 渡 人 の 免 許 の 種 類				
譲 渡 人 の 氏 名 (法 人 に あ つ て は、 名 称)		㊦					
麻薬業務所又は大麻草栽培者が大麻を業務上取り扱う事務所		所 在 地					
品 名	容 量	箇 数	数 数	量	備 考		

- (注意)
- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
 - 2 余白には、斜線を引くこと。

(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和三十六年厚生

省令第一号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
(地域連携薬局の基準等) 第十条の二 (略) 2 (略) 3 法第六条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。 一 三 (略) 四 薬局開設者が、麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第二条第一項第一号に規定する麻薬の調剤に応需するため同法第三条第一項の規定による麻薬小売業者の免許を受け、当該麻薬の調剤の求めがあつた場合には、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師に当該薬局で調剤させる体制を備えていること。 五 十 (略) 4 三 (略) (専門医療機関連携薬局の基準等) 第十条の三 (略) 2・3 (略) 4 法第六条の三第一項第三号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。 一 三 (略) 四 薬局開設者が、麻薬及び向精神薬取締法第二条第一項第一号に規定する麻薬の調剤に応需するために同法第三条第一項の規定による麻薬小売業者の免許を受け、当該麻薬の調剤の求めがあつた場合には、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師に当該薬局で調剤させる体制を備えていること。 五 十 (略)	(地域連携薬局の基準等) 第十条の二 (略) 2 (略) 3 法第六条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。 一 三 (略) 四 薬局開設者が、麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第二条第一号に規定する麻薬の調剤に応需するために同法第三条第一項の規定による麻薬小売業者の免許を受け、当該麻薬の調剤の求めがあつた場合には、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師に当該薬局で調剤させる体制を備えていること。 五 十 (略) 4 三 (略) (専門医療機関連携薬局の基準等) 第十条の三 (略) 2・3 (略) 4 法第六条の三第一項第三号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。 一 三 (略) 四 薬局開設者が、麻薬及び向精神薬取締法第二条第一号に規定する麻薬の調剤に応需するために同法第三条第一項の規定による麻薬小売業者の免許を受け、当該麻薬の調剤の求めがあつた場合には、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師に当該薬局で調剤させる体制を備えていること。 五 十 (略)

5
ゝ
8

(略)

5
ゝ
8

(略)

（大麻取締法第二十二條の五の規定により地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任する権限を定める省令の一部改正）

第三條 大麻取締法第二十二條の五の規定により地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任する権限を定める省令（平成十二年厚生省令第二百二十九号）の一部を次の表のように改正する。

大麻草の栽培の規制に関する法律第二十二條の四の規定により地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任する権限を定める省令

1 大麻草の栽培の規制に関する法律（以下「法」という。）第二十二條の四第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第十二号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

一 法第十三条第二項において準用する法第六条第三項に規定する権限

二 法第十三条第二項において準用する法第七条に規定する権限
三 法第十七条第一項において準用する法第十一条に規定する権限

四 限 法第十七条第一項において準用する法第十二条に規定する権

五 法第十七条第一項において準用する法第十二条の二第一項に規定する権限

六 法第十七条第一項において準用する法第十二条の三に規定する権限

七 法第十七条第一項において準用する法第十二条の四に規定する権限

八 法第十七条第一項において準用する法第十二条の五第二項に規定する権限

九	法第十三条に規定する権限
十	法第十五条に規定する権限

十一 法第十七条第二項に規定する権限
十二 (略)

大麻取締法第二十二條の五の規定により地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任する権限を定める省令

1 大麻取締法（以下「法」という。）第二十二條の五第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第二号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

一 法第十六条に規定する権限

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

二
(略)

2
は、法第二十二條の四第二項の規定により、前項各号に掲げる権限
は、地方厚生支局長に委任する。

2
は、法第二十二條の五第二項の規定により、前項各号に掲げる権限
は、地方厚生支局長に委任する。

(厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正)

第四条 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成十七年厚生労働省令第四十四号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後		改正前	
別表第一（第三条及び第四条関係） 表一		別表第一（第三条及び第四条関係） 表一	
(略)	(略)	(略)	(略)
大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十四号）	第十条第一項（第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による帳簿の備付け 第十条第二項（第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による帳簿の保存	大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）	第十六条の二第二項の規定による帳簿の備付け 第十六条の二第二項の規定による帳簿の保存
表二、表四（略）	(略)	表二、表四（略）	(略)

（厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令の一部改正）

第五条 厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和三年厚生労働省令第一百七十五号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
次の各号に掲げる法律又は政令の規定に基づく立入検査等（都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。）が行うことができることとされているものに限る。）の際に職員が携帯するその身分を示す証明書及び狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第三条第二項（同法第六条第六項において準用する場合を含む。）に基づき同法第三条第一項の狂犬病予防員（同法第六条第六項において準用する場合にあつては、同条第二項の捕獲人）が携帯する証票は、他の法令の規定にかかわらず、別記様式によることができる。 一〇四（略） 五 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十四号）第二十一条第一項 六〇四十六（略）	次の各号に掲げる法律又は政令の規定に基づく立入検査等（都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。）が行うことができることとされているものに限る。）の際に職員が携帯するその身分を示す証明書及び狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第三条第二項（同法第六条第六項において準用する場合を含む。）に基づき同法第三条第一項の狂犬病予防員（同法第六条第六項において準用する場合にあつては、同条第二項の捕獲人）が携帯する証票は、他の法令の規定にかかわらず、別記様式によることができる。 一〇四（略） 五 大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）第二十一条第一項 六〇四十六（略）

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和六年十二月十二日）から施行する。

（経過措置）

第二条 改正法附則第三条第一項に規定する大麻栽培者及び大麻研究者の大麻の栽培については、第三条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律第二十二條の四の規定により地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任する権限を定める省令、第四条の規定による改正後の厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令及び第五条の規定による改正後の厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令の規定にかかわらず、その免許の有効期間内は、なお従前の例による。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により

使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

医薬発1016第1号
令和6年10月16日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省医薬局長
(公印省略)

「大麻取締法施行規則の全部を改正する省令」及び「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令」の公布について

大麻取締法施行規則の全部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第140号）及び大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令（令和6年厚生労働省令第141号）については、本日別添のとおり公布されたところです。

これらの省令の主な内容は下記のとおりですので、御了知の上、貴管下市町村、関係団体、関係機関等へ周知徹底いただきますようお願いします。

記

第1 改正の趣旨

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号。以下「改正法」という。）第1条及び第3条の施行に伴い、厚生労働省関係省令について所要の規定の整備を行うこととすること。

第2 改正の内容

1 大麻取締法施行規則（昭和23年厚生省・農林省令第1号。以下「大麻法施行規則」という。）の全部改正

改正法第1条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号。以下「第1条改正後大麻草栽培規制法」という。）の施

行に伴い、省令委任されている事項等について以下のとおり定め、又は改正すること。

(1) 題名関係

改正法第1条の規定により大麻取締法の題名が大麻草の栽培の規制に関する法律に改正されたことに伴い、大麻法施行規則の題名を「大麻草の栽培の規制に関する法律施行規則」に改めること。

(2) 大麻草採取栽培者免許の申請（大麻法施行規則第1条関係）

第1条改正後大麻草栽培規制法第5条第1項の規定による大麻草採取栽培者免許の申請は、大麻法施行規則別記第1号様式による申請書に、栽培地の区域を示す図面、事業計画書等の書類を添えて行うこととする。

(3) 大麻草採取栽培者名簿及び大麻草研究栽培者名簿に登録すべき事項（大麻法施行規則第3条及び第9条第2項関係）

第1条改正後大麻草栽培規制法第6条第2項（第1条改正後大麻草栽培規制法第13条第2項において準用する場合を含む。）の規定により大麻草採取栽培者名簿及び大麻草研究栽培者名簿に登録すべき事項は、栽培地の数、位置及び面積、栽培目的（大麻草研究栽培者にあつては研究目的）等とすること。

(4) 大麻草採取栽培者の年次報告（大麻法施行規則第4条関係）

第1条改正後大麻草栽培規制法第9条の規定による大麻草採取栽培者の年次報告は、大麻法施行規則別記第2号様式により行うこととする。

(5) 大麻草採取栽培者及び大麻草研究栽培者の帳簿の記載事項（大麻法施行規則第5条及び第9条第2項関係）

第1条改正後大麻草栽培規制法第10条第1項第4号の厚生労働省令で定める事項は、大麻草採取栽培者が採取した大麻草の繊維の数量（第1条改正後大麻草栽培規制法第17条第1項において準用する場合にあつては、大麻草研究栽培者が研究のため使用した大麻の品名及び数量並びにその年月日）とすること。

(6) 大麻草採取栽培者及び大麻草研究栽培者による大麻の廃棄方法（大麻法施行規則第6条及び第9条第2項関係）

第1条改正後大麻草栽培規制法第12条第1項（第1条改正後大麻草栽培規制法第17条第1項において準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める方法は、焼却、埋却その他の大麻を回収することが困難な方法とすること。

(7) 大麻草採取栽培者及び大麻草研究栽培者の事故届（大麻法施行規則第7条及び第9条第2項関係）

第1条改正後大麻草栽培規制法第12条の2第1項（第1条改正後大麻草栽培規制法第17条第1項において準用する場合を含む。）の規定による滅

失、盗取、所在不明その他の事故が生じたときの都道府県知事等への届出事項は、栽培地及び業務上大麻を取り扱う事務所の位置、事故発生の状況等とすること。

- (8) 大麻草採取栽培者及び大麻草研究栽培者の免許の取消届（大麻法施行規則第8条第1項及び第2項並びに第9条第2項関係）

第1条改正後大麻草栽培規制法第12条の4第1項（第1条改正後大麻草栽培規制法第17条第1項において準用する場合を含む。以下(8)において同じ。）の規定による大麻草採取栽培者及び大麻草研究栽培者の免許の取消届は、大麻法施行規則別記第3号様式により行うこととすること。また、第1条改正後大麻草栽培規制法第12条の4第1項の厚生労働省令で定める事項は、免許の取消しを受けようとする理由及びその年月日等とすること。

- (9) 大麻草採取栽培者及び大麻草研究栽培者の相続人等の届出等（第8条第3項から第5項まで及び第9条第2項関係）

第1条改正後大麻草栽培規制法第12条の4第3項（第1条改正後大麻草栽培規制法第17条第1項において準用する場合を含む。以下(9)において同じ。）の規定による大麻草採取栽培者又は大麻草研究栽培者の相続人等の届出は、大麻法施行規則別記第4号様式により行うこととすること。また、第1条改正後大麻草栽培規制法第12条の4第3項の厚生労働省で定める事項は、栽培地の所在地及び面積等とすること。さらに、相続人等が当該大麻草を栽培し、又は当該大麻を所持しようとするときは、大麻草採取栽培者又は大麻草研究栽培者の免許を受けなければならないこととすること。

- (10) 大麻草研究栽培者免許の申請（大麻法施行規則第9条第1項関係）

第1条改正後大麻草栽培規制法第13条第1項の規定による大麻草研究栽培者免許の申請は、大麻法施行規則別記第1号様式による申請書に、栽培地の区域を示す図面、研究計画書等の書類を添えて行わなければならないこととすること。

- (11) 大麻草研究栽培者の報告（大麻法施行規則第10条関係）

第1条改正後大麻草栽培規制法第15条第1項の規定による大麻草研究栽培者の年次報告は、大麻法施行規則別記第5号様式により行うこととすること。また、同項の厚生労働省令で定める事項は、当該有効期間中に譲り渡し、又は廃棄した大麻の品名及び数量とすること。

- (12) その他所要の改正を行うこと。

2 麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和28年厚生省令第14号。以下「麻向法施行規則」という。）の一部改正

改正法第3条の規定による改正後の麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号。以下「第3条改正後麻向法」という。）の施行に伴い、省令委任されている事項等について、以下のとおり改正すること。

(1) 廃棄の譲渡（麻向法施行規則第 9 条関係）

第 3 条改正後麻向法第 24 条第 10 項の規定により麻薬取扱者以外の者（大麻草栽培者を相続した者等）が麻薬を譲渡の許可を申請するときの申請事項として、譲渡しようとする麻薬の所在場所を追加すること。

(2) 廃棄の届出（麻向法施行規則第 10 条関係）

第 3 条改正後麻向法第 29 条の規定により麻薬取扱者以外の者（大麻草栽培者を相続した者等）が麻薬を廃棄するときの届出事項として、廃棄しようとする麻薬の所在場所を追加すること。

(3) 麻薬の譲受に係る情報通信の技術を利用する方法（麻向法施行規則第 12 条の 2 及び第 12 条の 4 関係）

第 3 条改正後麻向法第 32 条第 2 項及び改正法第 3 条の施行に伴い改正される麻薬及び向精神薬取締法施行令（昭和 28 年政令第 57 号）第 1 条の 2 第 1 項の規定において、大麻草栽培者についても譲受証に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができるようになることに伴い、所要の改正を行うこと。

(4) その他所要の改正を行うこと。

3 その他省令の一部改正

改正法第 1 条及び第 3 条の施行に伴い、以下の省令について所要の規定の整備を行うこと。

(1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号）

所要の規定の整理を行うこと。

(2) 大麻取締法第二十二條の五の規定により地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任する権限を定める省令（平成 12 年厚生省令第 129 号）

題名を改正するとともに、大麻草研究栽培者に係る厚生労働大臣の権限を地方厚生局長に委任することとすること。

(3) 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成 17 年厚生労働省令第 44 号）

第 1 条改正後大麻草栽培規制法第 10 条（第 1 条改正後大麻草栽培規制法第 17 条第 1 項において準用する場合を含む。）に基づき作成される帳簿について、書面の保存等に代えて電磁的記録の保存等を行うことができることとすること。

- (4) 厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和３年厚生労働省令第 175 号）

所要の規定の整理を行うこと。

4 施行期日等

これらの省令は、改正法の施行の日（令和 6 年 12 月 12 日）から施行すること。

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の
改正案に関する御意見募集の結果について

令和 6 年 10 月 16 日
厚生労働省
医薬局監視指導・麻薬対策課

標記について、令和 6 年 8 月 21 日から令和 6 年 9 月 19 日まで御意見を募集したところ、1 件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	①別記様式第 1 から 5 号について、内容がわからない状態である。どのような内容を定めることにしているのか。 ②大麻草採取栽培者免許申請の添付書類として「栽培地の区域を示す図面、事業計画書等」と示されているが、これ以外の書類の提出は予定されていないのか。 ③大麻草の廃棄方法について、「焼却、埋設、その他」とあり、厚生労働省として、焼却を一番に勧めているように	①別記第 1 号様式から別記第 5 号様式までには、これらの様式が用いられる届出等について、第 1 条改正後大麻草栽培規制法及び大麻法施行規則において届出等を行わなければならないものとして規定されている事項を記載いただくこととしております（例えば、大麻草採取栽培者免許及び大麻草研究栽培者免許の取消しの届出（別記第 3 号様式）については、現在の大麻草の作付面積、現に所有する大麻の品名及び数量（第 1 条改正後大麻草栽培規制法第 12 条の 4 第 1 項で規定）、免許の取消しを受けようとする理由及びその年月日等（大麻法施

受けとれるが、野焼きの問題等も考慮すると適切でないのではないか。 ④法 12 条第 1 項、第 2 項とも届出の様式は省令では示すべきでないか。法 12 条第 2 項の大麻の廃棄方法についても、同様に省令で示すべきでないか。	行規則第 8 条第 2 項で規定)を届け出ていただくことになります。))。 ②大麻草採取栽培者免許の申請の添付書類につきましては、栽培地の区域を示す図面、事業計画書のほか、栽培地の登記事項証明書、免許を受けようとする個人の身分証明書、免許を受けようとする法人・団体の定款及び登記事項証明書、免許を受けようとする者が法第 5 条第 2 項各号に規定する欠格事由に該当しない旨の宣誓書、免許を受けようとする者が麻薬中毒者であるかないかに関する医師の診断書など、免許の付与を適切に行うために必要と考えられる書類を規定しております。 ③大麻草採取栽培者による大麻の廃棄方法として厚生労働省令で規定するものは「大麻を回収することが困難な方法」であり、「焼却、埋却」は「大麻を回収することが困難な方法」の例示として規定しております。 ④今般の大麻法施行規則の改正においては、第 1 条改正後大麻草栽培規制法の委任を受け、厚生労働省令で定めることとされている事項を規定することとしているところ、第 1 条改正後大麻草栽培規制法第 12 条第 1 項及び第 2 項に規定する届出並びに同項に規定する大麻の
--	--

		廃棄については、当該委任がなされていないため、今般 の大麻法施行規則の改正において規定しておりません。
--	--	--

※上記のほか、1件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。

※御意見募集時には、定めようとする省令の題名を「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令」としておりましたが、法制審査を踏まえ、大麻取締法施行規則の全部改正を行うこととしたことから、「大麻取締法施行規則の全部を改正する省令」及び「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令」の2本の省令を定めることとなりました。